特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	南島原市 健康管理システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南島原市は、健康管理システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南島原市長

公表日

令和7年9月30日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

- 1272-11712					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	健康管理				
②事務の概要	南島原市では、健康増進法(平成14年法律第103号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、あわせて市民の健康維持と生活習慣病予防を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①高齢者の医療の確保に関する法律による特定健診、特定保健指導に関する事務。 ②健康増進法による健康増進事業に関する事務。 ②健康増進法による健康増進事業に関する事務。 ③特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ・健診の各種帳票の出力、受診、結果の記録管理、受診勧奨・各種訪問・相談記録等 ④その他 ・情報照会事務: 医療保険等給付関係情報、地方税関係情報及び住民票関係情報を他団体から入手する事務 ・集計・報告事務: 対象者・実施者の情報を集計し地域保健・健康増進事業報告書を作成し報告を行う事務				
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム				
2. 特定個人情報ファイル	R				
健康管理住民情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用の範囲)第1項 別表の44及び111の項				
4. 情報提供ネットワークシ	・ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	【情報提供及び照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表の44及び111の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定め る事務を定める命令第24条の7及び第54条				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	福祉保健部健康づくり課				
②所属長の役職名	健康づくり課長				
6. 他の評価実施機関					

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課 20957(73)6621 859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地福祉保健部健康づくり課 20957(73)6641 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 859-2412 長崎県南島原市南有馬町乙1023番地福祉保健部健康づくり課 20957(73)6641 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した 適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
		令和6年4月1日 時点					
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書] い ては、それぞれ <u>』</u>	重点項目評価書.	<選択肢> (選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネ	ットワークシステ	ムを通じた入	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情	根提供ネットワー	クシステムを通じ	こた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・決	背去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	特定個人情報を受け渡す際は、事前にパ対策を確実に実施したことの確認(電子決	パスワードによる保護やマスキング処理を行うとともに、これらの					
9. <u>監査</u>							
実施の有無	[O]自己点検 [O]I	内部監査					
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					

11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を	実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不正 4) 委託先における不正な使 5) 不正な提供・移転が行われ 6) 情報提供ネットワークシス・	よクへの対策 必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 使用されるリスクへの対策 「のリスクへの対策 リスクへの対策 リスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 「本を通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 「本を通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	健康管理システムの情報提供や7 ドを設定し、アクセス制限を設定し	入力ができる端末、職員、参照範囲が必要最低限とな ている。	るよう、パスワー

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			3		